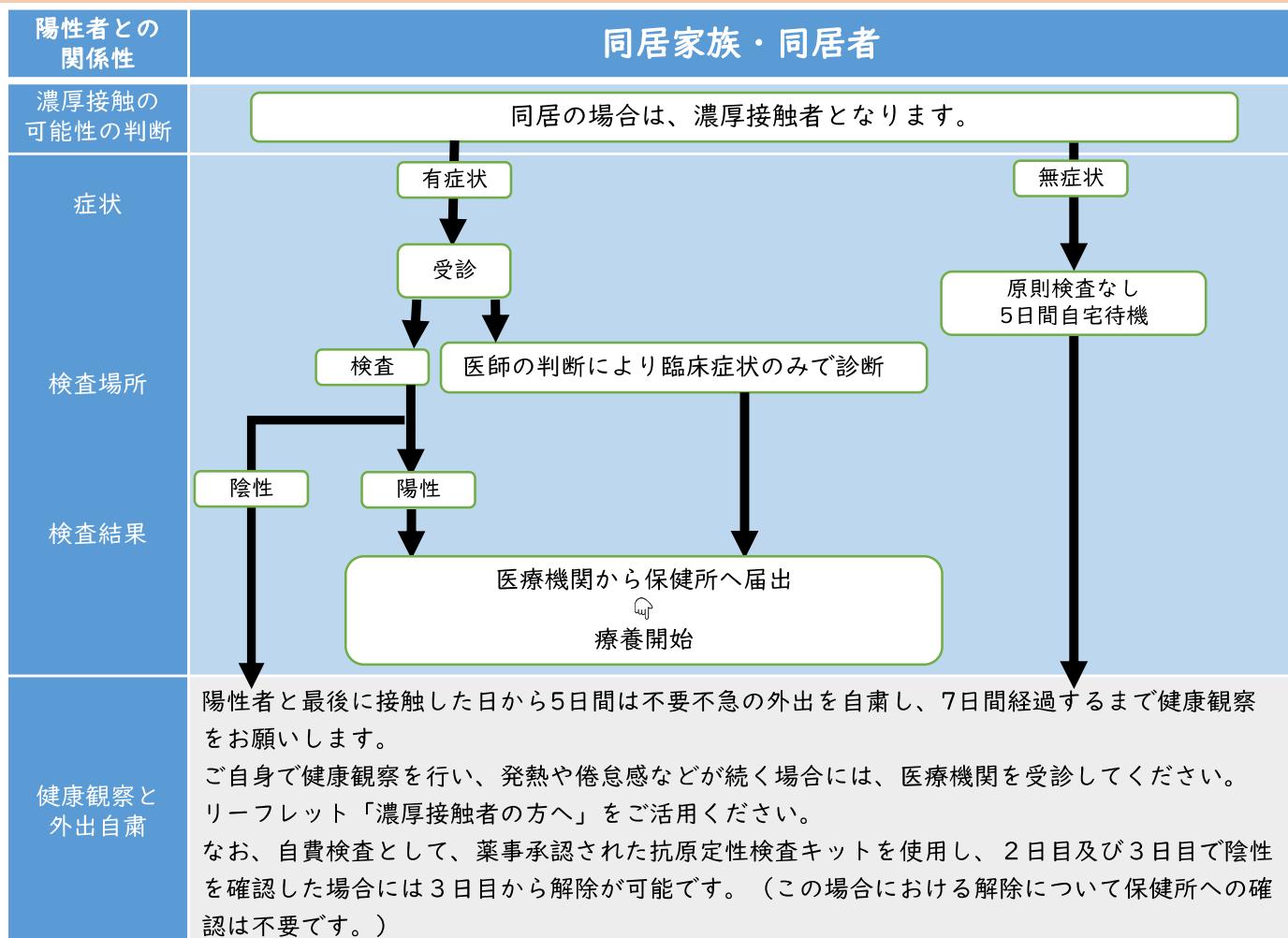


新型コロナ陽性者と同居している方の対応フロー

～全ての同居者は濃厚接触者です～

令和4年7月28日時点



【検査の費用について】

患者と濃厚接触した可能性があり、医療機関で検査を実施する場合、医師が必要と判断して行った新型コロナの検査については、検査にかかる費用は公費負担となるため自己負担は生じません。

（ただし、新型コロナの検査以外の初診料等は公費負担対象外です。）

また、医師の判断により臨床症状のみで新型コロナウイルス感染症り患の疑いがあると診断された方（疑似症患者）の場合、診断後の治療費は公費負担となります。（ただし、初診料等は公費負担対象外です。）

〈患者の同居者の待定期間の考え方〉

同居家族など生活を共にする者の場合は、患者の発症日（無症状の場合は検体採取日）

又は発症後住居内で感染対策※を講じた日のいずれか遅いほうを0日目とし起算ください。

※家庭内での感染対策とは、マスクの着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策

